



熊本県公報

第 1 1 8 0 7 号

平成 21 年 5 月 19 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(大浜加入区)..... (団体支援総室) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(滑石加入区)..... (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(横島加入区)..... (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(河内加入区)..... (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(松尾加入区)..... (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(日奈久加入区).... (") 3
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(田浦加入区)..... (") 3
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(津奈木加入区).... (") 3
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(島子加入区)..... (") 4
- 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する
要項..... (環境保全課) 4
- 水位情報周知河川及び水防警報河川の指定..... (河川課) 5
- 公共測量の実施..... (都市計画課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (森林保全課) 6
- 平成21年度家畜人工授精(牛)に関する講習会の開催並びに
同修行試験の実施..... (畜産課) 6
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院
医療)の指定..... (障害者支援総室) 8
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生..... (畜産課) 9
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 9
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 9
- 保安林の指定に関する予定..... (") 9
- クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定..... (薬務衛生課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工政策課) 10
- 団体営土地改良事業の工事完了..... (農村計画・技術管理課) 11
- 県有財産の売却..... (管財課) 11
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催..... (健康危機管理課) 12
- 政治資金規正法第17条第2項適用団体の告示..... (選挙管理委員会) 12

告 示

熊本県告示第478号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区の種類
大浜加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名市大浜町3823番地5 富川 守
玉名市大浜町4373番地 西山 臣一
玉名市大浜町3817番地1 平川 清
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
大浜漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
大浜漁業協同組合

熊本県告示第479号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区
滑石加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名市滑石1367番地1 松本 憲昭
玉名市滑石769番地 榎本 明信
玉名市滑石3421番地3 村上 哲也
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
滑石漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
滑石漁業協同組合

熊本県告示第480号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区
横島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
玉名市横島町横島7466番地 島浦 博
玉名市横島町横島9962番地1 米村 昌洋
玉名市横島町横島8849番地 村野 元則
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
横島漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
横島漁業協同組合

熊本県告示第481号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区
河内加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市河内町船津1043番地3 川崎 武克
熊本市河内町河内1181番地 釘本 秋則
熊本市河内町船津982番地157 潮崎 武
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
河内漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
河内漁業協同組合

熊本県告示第482号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項

の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
松尾加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市松尾町上松尾4413番地 牛嶋 重成
熊本市松尾町上松尾無番地 多森 稔
熊本市松尾町上松尾4448番地 辻野 米喜
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
松尾漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
松尾漁業協同組合

熊本県告示第483号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
日奈久加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市日奈久下西町425番地 濱崎 光行
八代市日奈久浜町108番地 溝部 弘光
八代市日奈久浜町87番地 田上 浩一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
日奈久漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
日奈久漁業協同組合

熊本県告示第484号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 名称
田浦加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
葦北郡芦北町田浦町無番地 赤山 力
葦北郡芦北町海浦291番地 入江 藤男
葦北郡芦北町田浦町71番地 嶋浦 良一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
田浦漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成21年5月19日から平成21年6月2日まで
- 5 縦覧場所
田浦漁業協同組合

熊本県告示第485号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 の 名称
津 奈 木 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
葦 北 郡 津 奈 木 町 大 字 福 浜 4 2 6 6 番 地 8 濱 田 勇 吉
葦 北 郡 津 奈 木 町 大 字 福 浜 7 3 0 番 地 林 田 廣 美
葦 北 郡 津 奈 木 町 大 字 福 浜 3 4 9 7 番 地 3 長 濱 輝 勝
- 3 法 第 1 1 3 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
津 奈 木 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間
平 成 2 1 年 5 月 1 9 日 か ら 平 成 2 1 年 6 月 2 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
津 奈 木 漁 業 協 同 組 合

熊 本 県 告 示 第 4 8 6 号

漁 船 損 害 等 補 償 法 (昭 和 2 7 年 法 律 第 2 8 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。) 第 1 1 2 条 第 1 項 の 同 意 を 求 め る た め 、 漁 船 損 害 等 補 償 法 施 行 令 (昭 和 2 7 年 政 令 第 6 8 号) 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 事 前 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 示 し 、 届 出 に 係 る 指 定 漁 船 調 書 を 縦 覧 に 供 す る 。
平 成 2 1 年 5 月 1 9 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 の 名称
島 子 加 入 区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
天 草 市 有 明 町 大 島 子 2 9 7 7 番 地 の 1 1 宮 川 學
天 草 市 有 明 町 大 島 子 2 9 1 0 番 地 柴 田 喜 久 松
天 草 市 有 明 町 大 島 子 2 9 3 6 番 地 の 1 沖 津 秀 則
- 3 法 第 1 1 3 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
島 子 漁 業 協 同 組 合
- 4 縦 覧 期 間
平 成 2 1 年 5 月 1 9 日 か ら 平 成 2 1 年 6 月 2 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所
島 子 漁 業 協 同 組 合

熊 本 県 告 示 第 4 8 7 号

熊 本 県 光 化 学 ス モ ッ グ 緊 急 時 対 策 実 施 要 項 の 一 部 を 改 正 す る 要 項 を 次 の よ う に 定 め る 。
平 成 2 1 年 5 月 1 9 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊 本 県 光 化 学 ス モ ッ グ 緊 急 時 対 策 実 施 要 項 の 一 部 を 改 正 す る 要 項
熊 本 県 光 化 学 ス モ ッ グ 緊 急 時 対 策 実 施 要 項 (平 成 2 0 年 熊 本 県 告 示 第 2 8 0 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 3 中

菊 池 市 役 所	菊 池 ・ 阿 蘇 地 域	菊 池 市 、 阿 蘇 市 、 大 津 町 、 南 小 国 町 、 小 国 町 、 産 山 村
京 町 錦 ケ 丘 古 町 天 明 榆 木	熊 本 地 域	熊 本 市 、 合 志 市 、 菊 陽 町

を

菊 池 市 役 所	菊 池 地 域	菊 池 市 、 合 志 市
大 津 町 引 水	大 津 菊 陽 地 域	大 津 町 、 菊 陽 町
阿 蘇 保 健 所	阿 蘇 地 域	阿 蘇 市 、 南 小 国 町 、 小 国 町 、 産 山 村
京 町 錦 ケ 丘 古 町 天 明 榆 木	熊 本 市 地 域	熊 本 市

に、

宇土運 動公園	宇城・ 上益城 地域	宇土市、宇城 市、城南町、 美里町、御船 町、嘉島町、 甲佐町、山都 町	を	宇土運 動公園	宇城地 域	宇土市、宇城 市、城南町、 嘉島町	に、
				甲佐町 岩下	上益城 地域	美里町、御船 町、甲佐町、 山都町	
天草保 健所 苓北志 岐 九電河 浦 九電苓 北木場	天草地 域	上天草市、天草 市、苓北町	を	上天草 市合津	上天草 市地域	上天草市	に改め
				天草保 健所 苓北志 岐 九電河 浦 九電苓 北木場	天草地 域	天草市、苓北 町	

る。

附 則
この要項は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 4 8 8 号

水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定により
水位情報周知河川及び水防警報河川を次のとおり指定する。
平成 2 1 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 河川名 一級河川菊池川
- (2) 指定区間① 左岸：杉生川合流点から県道日生野隈府線（木庭橋）まで
右岸：杉生川合流点から県道日生野隈府線（木庭橋）まで
- 指定区間② 左岸：県道日生野隈府線（木庭橋）から菊池市赤星字寿毛賀 1 2
7 9 番地先まで
右岸：県道日生野隈府線（木庭橋）から菊池市北宮字居屋敷 6 4
番地先まで
- 2 (1) 河川名 一級河川河原川
- (2) 指定区間 左岸：県道菊池赤水線（河原橋）から菊池川合流点まで
右岸：県道菊池赤水線（河原橋）から菊池川合流点まで
- 3 (1) 河川名 一級河川合志川
- (2) 指定区間① 左岸：米井川合流点から千五百石堰まで
右岸：米井川合流点から千五百石堰まで
- 指定区間② 左岸：千五百石堰から市道久米線（高江久米橋）まで
右岸：千五百石堰から市道久米線（高江久米橋）まで
- 4 (1) 河川名 二級河川唐人川（尾田川）
- (2) 指定区間 左岸：七筋川合流点から新石塘樋門まで
右岸：七筋川合流点から新石塘樋門まで
- 5 (1) 河川名 一級河川天明新川
- (2) 指定区間 左岸：国道 5 7 号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
右岸：国道 5 7 号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
- 6 (1) 河川名 二級河川網津川
- (2) 指定区間 左岸：歳の神川合流点から海まで
右岸：歳の神川合流点から海まで
- 7 (1) 河川名 一級河川潤川
- (2) 指定区間 左岸：立岡池から J R 鹿兒島本線潤川橋りょうまで
右岸：立岡池から J R 鹿兒島本線潤川橋りょうまで
- 8 (1) 河川名 一級河川千滝川
- (2) 指定区間 左岸：山都町上寺字野中 1 6 5 7 - 1 から町道千滝染野線（千滝
橋）まで

- 右岸：山都町上寺字園田 2 0 3 3 - 2 から町道千滝染野線（千滝橋）まで
- 9 (1) 河川名 一級河川筑後川
- (2) 指定区間 左岸：はん田滝から阿蘇郡小国町下城字宇津尾 3 4 6 9 番の 2 の 2 地先まで
- 右岸：はん田滝から阿蘇郡小国町下城字白石 4 1 1 5 番地先まで

熊本県告示第 4 8 9 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条第 1 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により益城台地西土地区画整理組合設立準備委員会会長西田一郎から公共測量の実施について次のとおり通知があったので、同法第 3 9 条第 1 項において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 作業種類 公共測量（3、4 級基準点測量 地区界測量 街区確定測量）
- 2 作業期間 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- 3 作業地域 上益城郡益城町広崎地内 益城台地西地区

熊本県告示第 4 9 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡水上村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
水上村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 4 9 1 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 1 6 条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会及びその修業試験を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的 家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜人工授精に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 2 講習会の対象家畜 牛
- 3 講習会の内容 家畜人工授精
- 4 講習会の対象者 熊本県立農業大学校の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
- 5 講習会の対象人数 5 0 人程度
- 6 講習内容
- (1) 学科

	科 目	時 間
一般科目	畜産概論	4
	家畜の栄養	3
	家畜の飼養管理	3

	家畜の育種 関係法規	7 3
専門科目	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付け理論 人工授精	5 1 3 7 4 1 7
計		6 6

(2) 実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理	4
家畜の審査	7
生殖器解剖	4
発情鑑定	6
精液精子検査法	8
人工授精	4 5
計	7 4

7 講習会の開催期間及び場所

(1) 期間

平成 21 年 7 月 27 日 (月) から同年 8 月 25 日 (火) まで
(平成 21 年 8 月 13 日及び同月 14 日並びに毎週土曜日及び日曜日を除く 20 日間)

(2) 場所

熊本県立農業大学校 合志市栄 3 8 0 5

8 受講申込方法

受講希望者は、受講申込書 (別記様式) に履歴書を添え平成 21 年 6 月 12 日 (金) までに所在地を所管する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出する。ただし、熊本県立農業大学校の生徒にあっては同校長を経由して知事に提出する。

8 受講手数料

手数料の額は、1 人につき 32, 000 円とし、受講を決定した後に徴収する。

9 修業試験

平成 21 年 8 月 4 日 (火) 及び同月 25 日 (火)

10 その他

- (1) 受講決定者には別途受講可否等について通知する。
- (2) 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト」(社団法人日本家畜人工授精師協会発行)を使用する。
- (3) 家畜改良増殖法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 96 号) 第 24 条の 2 の規定により受講科目の免除を受けようとするものは、当該免除を受けようとする科目を修めたことを証明する書面 (単位履修証明書等) を講習会の開始予定日までに提出すること。

別記様式

受 講 申 込 書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

住 所

氏 名

印

熊本県主催による家畜人工授精に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書を添えて申し込みます。

熊本県告示第 4 9 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	医療機関コード
--------------	--------------------------------	-------	---------

すや調剤薬局 合志市須屋262番32号	有限会社 タカヒロメデ ィカル 熊本市出水六丁目41番 57号 阿部 隆文	平成21年 5月1日	1940171
------------------------	---	---------------	---------

熊本県告示第493号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る発生があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨ-ネ病	患畜	平成21年5月7日	玉名郡和水町	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	山鹿市鹿本町来民字大坪 706番3地先から 同所 711番1地先まで	79.0	道路法 第24 条工事 (右折 レーン 設置)

2 供用を開始する期日 平成21年5月19日

熊本県告示第495号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字土石川5899番、字志戸5909番1、5914番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字志戸5909番1・5914番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第496号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字臺田621番1、625番2、

- 6 2 8 番 1
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天然地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第255号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を次のとおり指定した。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
 - (1) 平成21年10月25日 玉名市民会館（玉名市岩崎152-2）
 - (2) 平成21年11月15日 宇城市中央公民館（宇城市松橋町松橋430-1）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
 - (1) 研修
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗たく物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - (2) 講習
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
 - イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗たく物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（うち継続者時間数 30分）
- 5 受講料
 - (1) 研修受講料 5,000円
 - (2) 講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター（熊本市白山一丁目4番9号 末永ビル2階 電話096-362-3061）

熊本県公告第256号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ長洲店
玉名郡長洲町清源寺405番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年12月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 3, 282平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
152台
 - (2) 駐輪場の収容台数
15台
 - (3) 荷さばき施設の面積
138平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
22立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後3時まで
- 7 届出年月日
平成21年4月22日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成21年5月19日から平成21年9月19日まで

熊本県公告第257号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	大堀	平成21年1月22日	平成21年3月25日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	鯨油	平成21年1月22日	平成21年3月25日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	共和	平成21年1月23日	平成21年3月25日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	甲六ノ割	平成21年1月22日	平成21年3月25日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	祭田下	平成21年1月23日	平成21年3月25日	玉名市土地改良区

熊本県公告第258号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
荒尾警察署本村交番跡地（荒尾市）
所在 荒尾市荒尾字中牟田2044番2
荒尾市荒尾字中牟田2044番6
土地 宅地 合計144.51平方メートル
最低売却価格2,310,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122

- 4 入札期日及び場所
平成21年6月23日(火) 午前11時
荒尾市宮内出目390 荒尾市役所 3階 43号会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
 - (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 - (2) 提出期限 平成21年6月16日(火) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
 - (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成21年7月6日(月) 午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 - (2) 契約締結場所 別途指定する。
 - (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

登載依頼**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号**

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成21年5月19日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成21年5月20日(水)
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題
平成21年4月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課)
(電話096-333-2240)

熊本県選挙管理委員会告示第25号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後は、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。
平成21年5月19日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地
松本もとすけ後援会	松本 基督	上村 雄二郎	天草郡五和町大字二江45 57番地
ワコー新世代懇話会	北口 和皇	竹田津 キク エ	熊本市国府本町5-7
渡辺裕之後援会	渡辺 裕之	出口 一生	菊池郡菊陽町津久礼319 0-202
荒木拓馬後援会	淵上 博教	川口 康宣	玉名郡和水町岩1137
岩本広海後援会	岩本 昭	山本 照久	宇土市網津町1440-1
尾上一久後援会	尾上 一久	松本 公博	上天草市龍ヶ岳町高戸25 11-2
桑原千知後援会	片山 正輝	村川 初男	上天草市龍ヶ岳町樋島25 95
五嶋義行後援会	荒井 安徳	山口 るみ	阿蘇市狩尾1216
佐伯金也後援会	森田 勝	堀 誠二郎	阿蘇郡高森町大字高森24 89番地2
重村かずゆき後援会	藤田 武文	吉野 敏夫	熊本市戸島本町1-5
清高会	清田 有宏	福寫 主税	玉名郡玉東町原倉1123
政治結社 赤粋会	和田 勝行	石嶋 末廣	熊本市松尾町松尾184- 24
政治結社 和心塾	山上 祐一	岩下 勲	阿蘇市小里790-8
田崎みのる後援会	田中 清光	福田 真光	天草郡苓北町白木尾193 番地1
谷口辰哉後援会	山口 清春	三宅 道昭	天草市河浦町白木河内39 番地の1
野田ゆみ後援会	西原 隆寛	下河 天龍	荒尾市住吉町11-12
本田昭一後援会	本田 荘一	日隈 雄一	上益城郡甲佐町岩下137
もりぐち勝之後援会	東 義崇	馬場 昌明	人吉市東間上町3605- 3
山崎輝文後援会	長浜 学	山崎 泉治	芦北郡津奈木町大字津奈木 142-2